

社会福祉法人 千草会
評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 千草会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第六条の規定に基づき選任された者をいう。
- (2) 役員等とは、定款十六条の規定に基づき選任された理事、理事長、監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員等のうち、法人を主たる勤務場所とし、原則週4日以上法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち前号に該当する者以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員に、職務執行の対価として報酬及び役員賞与を支給することができる。

- 2 評議員及び非常勤役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができ、別表3の定めるところとする。なお、賞与や退職手当は支給しない。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができ、別表1の定めるところとする。また、常勤役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとして、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表2に定めるところとする。

- 2 評議員および非常勤役員等の報酬の額は、別表3に定めるところとする。
- 3 役員賞与は、予算の範囲内においてこれを支給することとし、支給額は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）の定めを準用して算出した額とする。

(交通費)

第5条 常勤役員には、第3条に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の通勤手当の支給は、給与規程の定めに準用して行う。
- 3 評議員、非常勤役員等には、会議等の出勤に際し、交通費（実費）を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員等が、法人業務の為に出張する場合は、別に定める職員旅費規程の定めに準用して行う。

(支給方法)

第7条 常勤役員の報酬の支給に関し、この規程に定めのない事項（支給日、支給方法、源泉徴収等）については、給与規程を準用する。

2 評議員及び非常勤役員等の報酬の支給は、会議等の出席の毎に行う。なお支給に当たり所得税等を控除する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成10年11月1日から実施する。

この規程を、平成20年6月1日より改定する。

この規程を、平成21年5月27日より改定する。

この規程を、平成27年5月1日より改定する。

この規程を、平成29年4月1日より改定する。

この規程を、平成31年4月1日より改定する。

この規程を、令和3年6月1日より改定する。

別表1 常勤役員の退職慰労金

	就任前に給与規程及び退職金規程に定めた退職金をもらっていない場合	就任前に給与規程及び退職金規程に定めた退職金をもらっている場合
常勤理事長	最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率(2.5)	なし
常勤理事	最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率(1.0)	なし

* 但し、非常勤役員の在任期間は、退職慰労金の役員在任年数に含めない。

別表2 常勤役員の報酬

	就任前に給与規程及び退職金規程に定めた退職金をもらっていない場合	就任前に給与規程及び退職金規程に定めた退職金をもらっている場合
当法人施設長を経た常勤理事長	施設長時の最終報酬月額	月額70万
当法人施設長を経た常勤理事	月額60万	月額50万
当法人施設長を経ていない常勤理事	月額40万	月額30万

別表3 評議員および非常勤役員等の報酬

	会議(理事会・評議員会)出席	監査費用
理事	10,000円/日	/
監事	10,000円/日	会計監査 30,000円/回 事業報告書確認 10,000円/回
評議員	10,000円/日	/